別記第二十一号様式（投票箱の様式）（第二十一条関係）

外ぶたの錠は、各々異なったものを用いること。

別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）（第二十二条関係）

備考

一　投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

投　票　所

二　期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の期日前投票所を設けない場合には、期日前投票所名を記入する必要はない。

三　封筒に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で封筒を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、封筒に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　法第六十三条の規定による仮投票に関し法第五十九条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第五十九条該当である旨を記載しなければならない。

六　令第五十二条第二項又は第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

何年何月何日
執行
国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）
何投票区

1　投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）								
2　投票所の変更	年月日	場所	事由					告示年月日	
3　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由			
				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由 何々			
(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者									
(2)　投票管理者の選任した者				（参会時刻）					
				（参会時刻）					
4　投票所開閉時刻	午前何時開始			午後何時閉鎖					
5　投票箱、投票録及び投票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名						
6　投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	不在者投票者					
				投票所における投票者	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	
(男)									
(女)									
(計)									
(1)　投票用紙再交付者	（氏名）			（再交付の事由）					
(2)　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）								
(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）								
(4)　点字により投票をした者									人
(5)　代理投票	投票人			補助者					
	（氏名）			（氏名）				（氏名）	
	代理投票者数								人